

令和 8 年度滋賀県サステナビリティ・リンク・ボンドに対する  
発行後第三者検証業務にかかる見積合わせの実施について

滋賀県が令和 4 年 5 月、令和 5 年 9 月および令和 6 年 9 月に発行した「滋賀県サステナビリティ・リンク・ボンド公募公債」に対する発行後の第三者検証および報告書の作成について、下記のとおり見積合わせを実施しますので、受託可能と判断される場合には、見積書をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、ここで定義する「検証」とは、ICMA（国際資本市場協会）が 2020 年 6 月に公開している Sustainability-Linked Bond Principles（サステナビリティ・リンク・ボンド原則）の Verification（検証）で定義されているものと同義とします。

記

1 業務名

令和 8 年度滋賀県サステナビリティ・リンク・ボンドに対する発行後第三者検証業務

2 業務内容等

別添「仕様書」のとおり

3 見積書提出期限

令和 8 年 10 月 2 日（金）16 時 00 分まで（厳守）

4 見積書提出方法

持参、郵送または電子メール

- (1) 見積金額は消費税および地方消費税の額を含めた金額を記入してください。また、見積年月日は見積書提出日とし、見積書の宛先は「滋賀県知事 三日月 大造」としてください。
- (2) 見積書には代表者の記名、押印を必要としますが、発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）を記載することにより押印を省略することができます。
- (3) 郵送による提出の場合、紛失等を防止するために特定記録等で期限までに到着するように提出してください。（期限後に到着したものは無効）
- (4) 電子メールによる提出の場合、ファイルの形式は PDF としてください。
- (5) 電子メールによる提出の場合、必ず到達確認の電話を行うこと。

## 5 見積書提出場所

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県総務部財政課財政企画係  
メールアドレス zai-kikaku@pref.shiga.lg.jp

## 6 採用者の決定

- (1) 見積書提出期限後に速やかに決定し、採用者および不採用者いずれにも電話またはメールで結果を連絡します。
- (2) 最低見積金額を提示した者が2者以上ある場合は、各事業者へ連絡後、くじによって採用者を決定します。

## 7 参加資格

見積合わせでは、次の(1)、(2)のいずれもを満たし、かつ(3)もしくは(4)のいずれかを満たす検証機関が参加できるものとします。(法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、本件見積合わせへの参加を認めることが適当でないと認められる者以外の者に限る。)

なお、(3)、(4)の実績要件については、その内容が確認できる資料を見積書とあわせて提出してください。(公表資料の写し等、様式任意)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国内サステナビリティ・リンク・ボンド発行体の発行後第三者検証業務を受託した実績があること。
- (4) 国内ESG債(グリーンボンド、サステナビリティボンド)発行体の温室効果ガス排出量(GHG)に係る第三者検証業務を受託した実績があること。

## 8 その他

契約金の海外送金には応じられません。

|                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 連絡・照会先<br>滋賀県総務部財政課財政企画係<br>TEL : 077-528-3182<br>Mail : zai-kikaku@pref.shiga.lg.jp |
|--------------------------------------------------------------------------------------|